

建 経 業 第 1 9 号
建 経 技 第 4 9 号
令和 8 年 4 月 16 日

関係各課及び各出先機関の長 様

交通基盤部建設経済局 建設業課長
技術調査課長

中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について（通知）

このことについて、総務省及び国土交通省から別紙 1（令和 8 年 3 月 31 日付け総行行第 161 号・国不入企第 39 号）のとおり要請があったので、下記のとおり適切に対応するよう通知する。

記

- 1 県の発注工事について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 21 条第 2 項に基づき価格変動等に対して適切に対応すること。
- 2 発注にあたり、入札時に別紙 2 を添付し、価格変動に対し適切に対応することを受注者に明らかにすること。

【添付資料】

別紙 1：中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について（要請）

別紙 2：入札条件（価格変動に対する契約条件）

※本通知に関する各機関の対応状況について、今後調査を行う場合があります。実施の際は御協力をお願いいたします。

担 当 建設業課建設業班 高柳
技術調査課技術政策班 川口
電話番号 （建設業班）054-221-2507

総行行第 1 6 1 号
国不入企第 3 9 号
令和 8 年 3 月 3 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿
（市区町村担当課、財政担当課、契約担当課扱い）
各都道府県議会議長 殿
（議会事務局扱い）
各 指 定 都 市 市 長 殿
（財政担当課、契約担当課扱い）
各指定都市議会議長 殿
（議会事務局扱い）

総 務 省 自 治 行 政 局 長
（ 公 印 省 略 ）

国土交通省不動産・建設経済局長
（ 公 印 省 略 ）

中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した
適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について（要請）

現在、中東情勢の変化による影響もあり、原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇によって中小企業・小規模事業者の収益が圧迫されることが懸念されております。

各団体におかれましては、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保を図るため、下記の措置を適切に講じるよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 2 7 号。以下「入契法」という。）第 2 1 条第 2 項に基づき要請します。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても周知をお願いいたします。

なお、受発注者間や元請下請間での価格転嫁に関する相談等については、「建設業フォローアップ相談ダイヤル」にて受け付けておりますので、あわせてお知

らせいたします。

記

1. 適正な請負代金・工期の設定について

今般の急激な物価変動等を背景に、予定価格が実勢と乖離することや工事契約後の想定外の資材高騰・納期遅延により、円滑な施工の確保に支障をきたすおそれがあるため、次に掲げる取組を実施する等の対応に努めること。

○積算に用いる資材単価については、以下に例示する対応を取ること等により、地域の実情や市場における最新の実勢価格を適切に反映できるよう努めること。

- ・ 民間調査会社が作成する物価資料を活用している場合には、当該物価資料の毎月の改定にあわせて、月毎など適時に改定を行うこと。
- ・ 独自調査（民間調査会社等に委託する場合を含む。）を実施した上で資材単価を設定している場合にあっては、物価変動の状況、資材の工事における使用頻度等を踏まえ、調査時期の前倒しや、月毎に調査を実施するなど調査頻度の増加等の対応をとること。
- ・ 個別工事の積算に当たって、可能な限り入札日に近い時点における最新の単価を適用すること。
- ・ 調達が厳しい資材等は必要に応じて見積書を積極的に活用すること。

○資機材の納期を勘案した工期の設定を行うほか、受注者の責によらない事情により資機材の納期が遅れる場合には、工期延長等により必要な工期が確保されるよう措置を講ずるとともに、その際に必要となる経費の計上を行うこと。

2. スライド条項の適切な運用等について

令和6年に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）において、スライド条項の運用基準の策定や適切な契約変更の実施等が公共発注者の責務とされたことも踏まえ、次に掲げる取組を実施する等の対応に努めること。

○契約後の資材や労務費の高騰等の変動に備えたいわゆるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第26条）の適切な運用のため、スライド条項の運用基準についてあらかじめ策定するとともに、当該基準について受注者・建設企業とあらかじめ共有するよう努めること。

○今後契約する工事については、スライド条項を設定し、適切に運用するとともに、既契約工事においては設定されているスライド条項の適用や受注者からの協議の申出等について適切に対応すること。

○入契法第13条第2項に基づき、資材価格の高騰等の理由で受注者から契約変更の協議の申し出があった場合には、公共発注者は誠実に協議に応じること。

3. 最新の情勢の把握等について

情勢が極めて流動的であることから、資機材の調達にあたっての支障の有無や物価変動等の最新の状況の把握に努めるとともに、発注者として把握している情報に関し受注者に対し可能な限り情報の提供を行うことや、受注者からの相談に対して誠実に応ずるなどにより、受注者の不安の解消に努めること。

入 札 条 件
(価格変動に対する契約条件)

公共工事の品質確保の促進に関する法律（令和 6 年 6 月改正）第 7 条において、スライド条項の運用基準の策定や適切な契約変更の実施等が公共発注者の責務とされている。

本工事についても、契約後の資材や労務費の高騰等の変動に備えた、いわゆるスライド条項（静岡県建設工事請負契約約款第 25 条）を適切に運用するとともに、発注者は受注者からの協議の申出等について適切に対応する。

また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和 7 年 12 月改正）第 13 条第 2 項に基づき、資材価格の高騰等の理由で受注者から契約変更の協議の申し出があった場合には、発注者は誠実に協議に応じる。

なお、詳細については、各種スライド条項運用マニュアルを参照されたし。

(参考 HP)

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsukoji/1003485/1028869.html>